

鳥取県東部広域行政管理組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例 (案) 要綱

1 改正する目的

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 及び地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) の一部改正に伴い、所要の整理を行うためである。

2 改正する内容

- (1) 地方自治法の一部を改正する法律 (令和 6 年法律第 65 号) の施行に伴う条ずれに対応するため、条項を引用する規定を整理すること。(第 1 条関係)
- (2) 地方自治法施行令等の一部を改正する政令 (令和 7 年政令第 237 号) の施行に伴う条ずれに対応するため、条項を引用する規定を整理すること。(第 2 条関係)

3 施行期日

令和 8 年 9 月 24 日から施行する。

4 参考

- (1) 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う条ずれ

改正後	改正前
243 条の 2 の 7	(新設)
<u>243 条の 2 の 8</u>	<u>243 条の 2 の 7</u>
<u>243 条の 2 の 9</u>	<u>243 条の 2 の 8</u>

- (2) 地方自治法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う条ずれ

改正後	改正前
173 条の 4	(新設)
<u>173 条の 5</u>	<u>173 条の 4</u>

鳥取県東部広域行政管理組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年鳥取県東部広域行政管理組合条例第4号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鳥取県東部広域行政管理組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例</p> <p style="text-align: right;">令和2年5月18日 条例第4号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2の8第1項の規定に基づき、管理者若しくは委員又は職員（法第243条の2の9第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「管理者等」という。）の組合に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（損害賠償責任の一部免責）</p> <p>第2条 組合は、管理者等の組合に対する損害を賠償する責任を、管理者等が執務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、管理者等が賠償の責任を負う額から、管理者等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の5第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる管理者等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。</p> <p>(1) 管理者 6</p> <p>(2) 副管理者又は監査委員 4</p> <p>(3) 消防長 2</p> <p>(4) 職員（前号に掲げる職員を除く。） 1</p>	<p>○鳥取県東部広域行政管理組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例</p> <p style="text-align: right;">令和2年5月18日 条例第4号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2の7第1項の規定に基づき、管理者若しくは委員又は職員（法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「管理者等」という。）の組合に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（損害賠償責任の一部免責）</p> <p>第2条 組合は、管理者等の組合に対する損害を賠償する責任を、管理者等が執務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、管理者等が賠償の責任を負う額から、管理者等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる管理者等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。</p> <p>(1) 管理者 6</p> <p>(2) 副管理者又は監査委員 4</p> <p>(3) 消防長 2</p> <p>(4) 職員（前号に掲げる職員を除く。） 1</p>

鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更(案)要綱

1 改正する目的

鳥取県行政不服審査会を共同設置する米子市日吉津村中学校組合が、令和8年3月31日付けで解散したことに伴い、別表に掲げる団体の整理を行うためである。

2 改正する内容

別表から米子市日吉津村中学校組合を削除すること。(別表関係)

3 施行期日

改正後の鳥取県行政不服審査会共同設置規約別表に掲げる市町村、一部事務組合及び広域連合並びに鳥取県の協議が調った日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

鳥取県行政不服審査会共同設置規約（平成28年鳥取県東部広域行政管理組合告示第4号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鳥取県行政不服審査会共同設置規約 平成28年4月1日 告示第4号</p> <p>第1条～第12条（略） 別表（第1条関係）</p> <p>倉吉市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町、鳥取県東部広域行政管理組合、鳥取県西部広域行政管理組合、南部町・伯耆町清掃施設管理組合、日野町江府町日南町衛生施設組合、日野病院組合、境港管理組合、鳥取中部ふるさと広域連合、南部箕蚊屋広域連合、鳥取県後期高齢者医療広域連合</p>	<p>○鳥取県行政不服審査会共同設置規約 平成28年4月1日 告示第4号</p> <p>第1条～第12条（略） 別表（第1条関係）</p> <p>倉吉市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町、鳥取県東部広域行政管理組合、鳥取県西部広域行政管理組合、南部町・伯耆町清掃施設管理組合、日野町江府町日南町衛生施設組合、<u>米子市日吉津村中学校組合</u>、日野病院組合、境港管理組合、鳥取中部ふるさと広域連合、南部箕蚊屋広域連合、鳥取県後期高齢者医療広域連合</p>

高規格救急自動車・高度救命処置用資器材の更新整備について

【概要】

- 救急活動を主たる目的とし、災害現場で活動を行うため整備するもの。
- 救急隊員が応急処置を行うために必要な構造及び設備を有する四輪駆動の車両。
- 自動心肺蘇生器、気道確保用資器材、心電図モニター兼除細動器などの資器材を積載。
- 配備先：八頭消防署用瀬出張所

参考ベース車両



<主な積載資器材>

- ・自動心肺蘇生器
- ・気道確保用資器材(喉頭鏡、マギール鉗子等)
- ・心電図モニター兼除細動器
- ・輸液用資器材
- ・自動式人工呼吸器
- ・バックボード、スクープストレッチャー等
- ・吸引器



自動心肺蘇生器



吸引器



心電図モニター兼除細動器

災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車 (I-B型)

【概要】

- 市街地の消火活動を主たる目的とし、1,500リットルの水槽を設け、迅速な消火活動を行うため整備するもの。
- 消防車専用シャーシの中型自動車
- 建物火災には欠くことの出来ない資器材(信号機付き投光器等)を積載し、多種多様な災害に対応できる消防自動車
- 配備先: 気高消防署

<主な装備等>

- ・四輪駆動、オートマチックトランスミッション
- ・10.98t仕様
- ・ポンプ性能A2級(毎分2.0t以上)
- ・1500L水槽
- ・LED投光器2基(内1基信号機付き投光器)
- ・空気呼吸器4基
- ・LED警光灯
- ・三連梯子(チタン製)
- ・折りたたみ梯子



信号機付き投光器

参考ベース車両

